

【救済金制度】

長崎県児童救済基金

※市窓口

市民生活部市民安全安心課

(内線 2266, 2267)

令和5年4月1日現在

種類	対象児童	未就学児	小学生	中学生	高校生	大学生等	備考
1 学資金	被災により主たる生計者である保護者が死亡した児童	—	年 66,000 円	年 66,000 円	年 264,000 円	年 371,000 円	被災児童が、小学校から大学等(短大、専門学校専門課程を含む)を卒業するまで、その在学期間中(大学等については6年間を限度とし、留年期間を除く。)の学資金を給付します。
	被災により主たる生計者でない保護者が死亡した児童	—	年 33,000 円	年 33,000 円	年 132,000 円	年 186,000 円	
2 被服文具費	被災により居住の本拠である住家を全壊・全焼により失った児童	35,000 円(3～6歳の幼稚園・保育所等に通う児童のみ)	50,000 円	50,000 円	50,000 円	—	住家が全壊・全焼したときに、その被災時に給付します。
3 修学旅行資金	被災により保護者が死亡した児童	—	上限 40,000 円	上限 70,000 円	上限 110,000 円	—	小学校・中学校・高等学校に在学中の修学旅行費用を給付します。
	被災により居住の本拠である住家を全壊・全焼により失った児童	—					被災した翌年度までの修学旅行費用を給付します。
4 就職支度金	被災により保護者が死亡した児童	—	—	50,000 円	50,000 円	—	中学校及び高等学校を卒業して就職するとき支度金を支給します。
	被災により居住の本拠である住家を全壊・全焼により失った児童	—					被災した翌年度までに就職するとき支度金を給付します。
5 特別救済金	理事会が、特に必要と認める場合に、特に定める額を支給します。						

※保護者とは・・・児童の親権を行う方、後見人その他の方であって児童を現に養育している方をいい、被災時に長崎県内に居住していることが要件です。